

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて(お知らせ)

日頃より、本市の小中学校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等について、厚生労働省より次のように見直しが行われました。本市の小中学校においても、同様の取扱いとしますのでお知らせいたします。

なお、本見直しについては、令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である方にも適用します。

【感染者の療養期間等について】

1 症状がある場合（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

- 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- 現に入院している場合は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除を可能とする（従来から変更なし）。

2 症状がない場合

- 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

3 留意事項

- 症状がある方は 10 日間、症状がない方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温や重症化リスクのある方との接触、感染リスクの高い行動を控えていただくなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※ <令和4年9月8日最終改正「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」>より抜粋。